

## 別紙

### 長崎漁港丸尾地区駐車場警備・管理及び料金徴収業務委託仕様書

#### 1. 場 所 長崎市丸尾町 198-1 ほか

#### 2. 駐車場の概要

- 別添図面のとおり（駐車区画 115 台）
- 駐車場料金システム等設置機器の保守点検業務は、別途契約
- 設置機器
  - 駐車券発行機 1 台 SUS 製、日本信号(株)製
  - 全自動精算機 1 台 SUS 製、日本信号(株)製
  - カーゲート 2 台 SUS 製、日本信号(株)製
  - 車両感知器 2 台（カーゲート組込）、BEA ジャパン製
  - 満空車表示灯及び出庫警報灯 1 式、日本防災(株)製

#### 3. 委託期間等

- 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日（24 時間対応）

#### 4. 委託内容

精算機が収受した駐車料金の回収、釣銭の補充及び公金取扱銀行への払い込み。なお、釣銭の準備・管理については、受託者の責任において行うこと。

ア 駐車料金の回収は毎週 2 回、及び月末に行う。

イ 回収した料金は、予め交付してある払込書によって公金取扱銀行へ払い込み、直ちに F A X により領収書の写し及び料金精算機から打ち出した集計票を当所へ送付する。なお、当該集計票と払い込み額との間に不突合があるときは、その理由を調査して報告する。

ウ 機械内の駐車券等消耗品を補充し、使用に支障のない状態に保つこと。なお、消耗品については委託者において準備するものとする。

にかかる集計・報告業務。

ア 月末に精算機から月計を打ち出し、これと同時に使用済み駐車券を回収し、当所へ報告及び送付する。（年間 12 回 ただし、現地作業は のアと同時に実施する）  
精算機等の設置機器の異常時に対応すること。

〔 以下、 ～ 及び 5 に係る現地対応回数：年間 8 回程度（最近の実績：年間 4 ～ 10 回）〕

- ・ 料金精算機等の設置機器の異常について、利用者その他の者から受託者へ通報されたときは内容を聞き取り、直ちに駐車場へ行って対応する。
- ・ 料金精算機等が故障したときは、駐車場から出る車を非常出入口から出庫させる。それと同時に新しく入場できないようにゲート等に張り紙等を行い故障していることを明示する。
- ・ 簡易な復旧作業（例：紙詰まり除去）を現場にて行うこと。

- ・ 対応状況については、直ちに当所へ報告すること。ただし、当所の勤務時間外でなおかつ緊急を要しない場合は、直近の当所の勤務時間内に報告する。
- ・ 原則、駐車場料金システムの保守業務の受託者への連絡は、報告に基づき、当所が行う。ただし、緊急を要する場合及び当所の勤務時間外を除く。
- ・ 設置機器の修理・部品等の取替えの際に車両等の現地対応を行うこと。  
利用者の過失（駐車券紛失等）への対応。
- ・ 直ちに駐車場へ行って対応すること。  
身体障害者駐車スペース利用者への対応及びその他利用者等からの依頼対応。
- ・ 直ちに駐車場へ行って対応すること。  
料金システム保守点検時等の対応  
〔 年間（昼間）3 回予定〕
- ・ 料金システム等の保守点検等の際に、精算機の開閉及び車両等の対応を行う。  
駐車場全体について、異常がないか目視による警備を行う。
- ・ 収納事務、機械故障時、駐車券紛失時、料金システム保守点検時等による現地への出勤時に目視による警備を行う。  
また、それ以外の日も毎月 4 回は夜間（22:00～5:00）に出動し目視による警備を行う。  
〔 夜間の年間回数 4 8 回〕  
の人的警備に代わるものとして、機械警備を実施することも可とする。  
ただし、設置、運用、撤去の費用は受託者の負担とする。

## 5．異常事態発生時における受託者の処置

- ・ 委託者の警備対象に異常事態が発生したことを覚知したとき、速やかに異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。
- ・ 事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

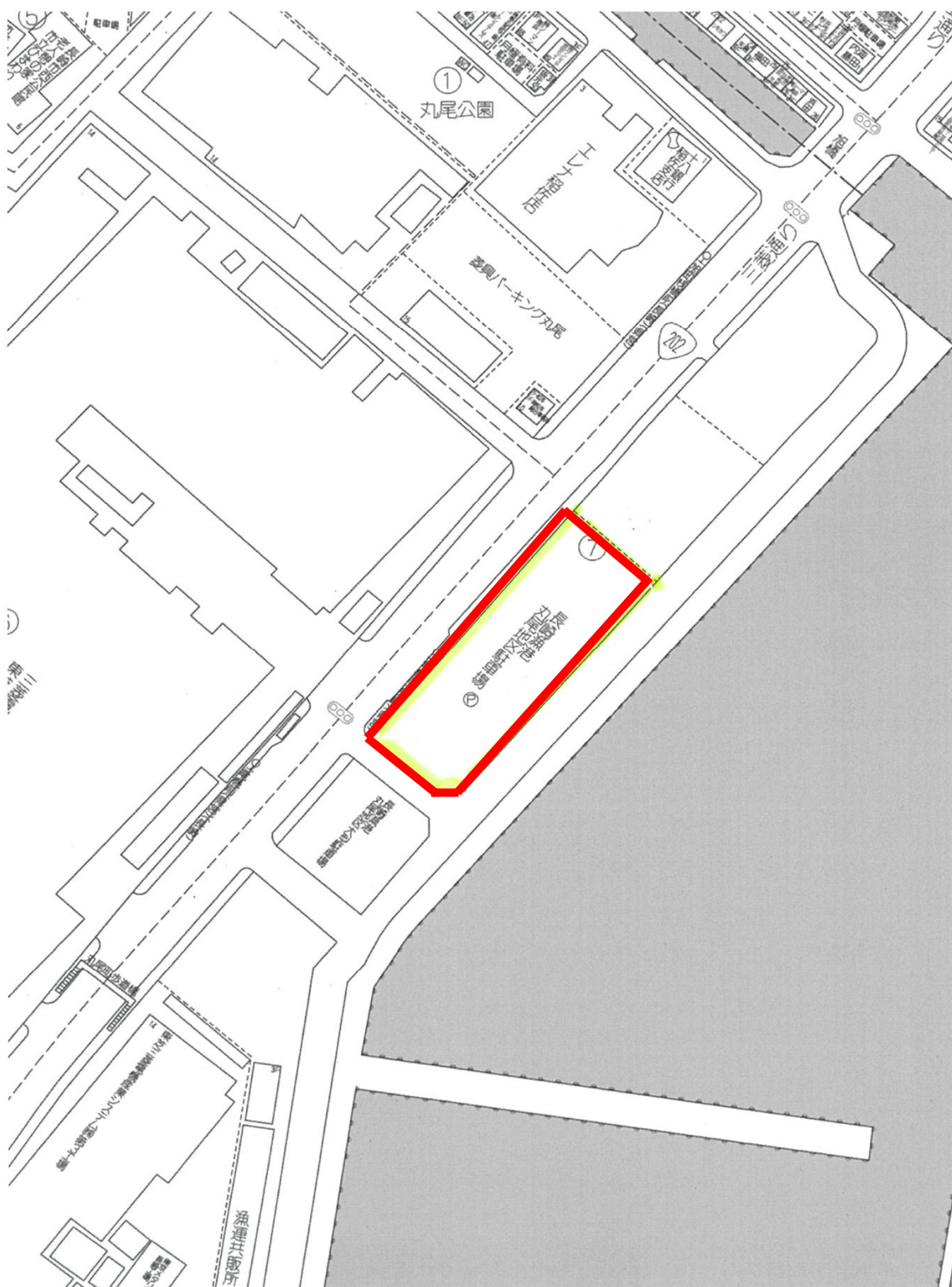
## 6．次年度（次回）の受託者への引継ぎ

- ・ 受託者は、本業務の次年度（次回）の受託者への説明について協力を行うこと。

## 7．緊急連絡先

長崎港湾漁港事務所（電話 0 9 5 - 8 2 2 - 1 2 5 7）へ連絡するものとする。  
ただし、緊急連絡先を長崎港湾漁港事務所で定めたときは、別途通知する。

【位置図】



長崎漁港丸尾地区駐車場 駐車区画図 ( 1 1 5 台 )

